

滝野川消防署からのお知らせ

危険物安全週間 令和2年6月7日(日)～13日(土)

「危険物 しっかりまもろう 使い方」

令和2年度危険物安全標語 (作者 金子真優さん 世田谷区在学)



消毒用アルコールの取り扱いに ご注意ください！！

新型コロナウイルスの感染防止対策で、消防法に定める危険物に該当する消毒用アルコール※を使用する機会が増えています。

- 1 火気の近くでは使用しないようにしましょう
- 2 詰替えを行う場合は換気を行いましょ
- 3 直射日光が当たる場所での保管はやめましょ

※ 消防法上危険物に該当するアルコールとは？
アルコール濃度60%以上の製品が該当します

◆東京消防庁公式YouTubeチャンネル実験映像

消毒用アルコールによる火災の危険性

<https://youtu.be/o7Ye7I7VwCQ>



ウォッカ等のアルコール濃度の高い酒類による火災の危険性

<https://youtu.be/Fxv279zEfOg>



ガソリンの容器による詰め替え 販売時の確認について法制化

令和2年2月1日からガソリンの容器詰め替え販売時に以下の事項が義務化になりガソリンスタンドなどで購入する際に確認されます。

- 1 購入者に対する本人確認 (運転免許証等)
- 2 購入した使用目的の確認
- 3 販売記録の作成(販売側)

